

令和6年2月1日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

住田町長 神田 謙一

市町村名 (市町村コード)	住田町 (411)
地域名 (地域内農業集落名)	恵山・坂本 (山脈地、坂本下、坂本中、坂本上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

【恵山】団地化された農地が多いものの、専業農家が少なく、高齢化が進んでおり、担い手の確保が課題となっている。

【坂本】地理的に集積・集約が困難であり、専業農家が少なく、高齢化が進んでいることから農地の維持・管理が課題となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

【恵山】水稻を中心として可能な限り現在の経営を続けていくが、将来的には受け手となる担い手に引き継ぐことを視野に入れ、農業施設等の維持・管理や計画的な受渡に向け地域で検討を継続する。

【坂本】中山間等直接支払制度を活用している活動組織が中心となり、農地の維持・管理を行う。

地域計画については定期的に見直しを行い、変更が生じた場合は各農林業振興会単位で協議を行い、決定することとする。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域内とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
【恵山】受け手となる担い手への農地集積を順次進める。 【坂本】受け手となる担い手が確保された場合は農地集積を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
【恵山】地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。将来的には担い手の効率的な営農につながる経営農地の集約化を目指す。 【坂本】現時点で活用の意向はない。
(3)基盤整備事業への取組方針
【恵山】農業の生産効率の向上等を図るため、農業者の要望を踏まえて、費用に見合った用排水路等の基盤整備に取り組む。 【坂本】現時点で活用の意向はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者の他、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、JAや県などの関係機関と連携して農地の斡旋や農作物の栽培技術指導などの支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
【坂本】中山間地域等直接支払制度を活用している組織による農地の維持・管理を継続する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				